

が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるとき」に訴訟提起が違法となるとしている。請求自体が一部でも認容されれば不当訴訟となる余地はないなどとはしていない。証拠関係から明らかでない本件の事実経過によるなら、上告人に対する訴訟提起は不当訴訟となるといわなければならぬ。

したがって、これを不当訴訟ではないとした原判決は、民法七〇九条の解釈、適用を誤っている。

以上のように、原判決には多数の判決に影響を及ぼすことが明らかなる法令(民法七〇九条)の違背が認められる。経験則違背、理由不備、理由齟齬(民事訴訟法三九五条一項六号)も多々認められる。

このような判決が維持されるならば、表現の自由、学問の自由は圧殺されてしまう。

近時は名誉毀損訴訟は「濫訴」といわれてもやむをえないほど頻発している。そもそも、立場の異なる者に対しては公開の討論において決着をつけるべきであり、司法制度に頼り、司法制度を利用して、他人に口封じをするとは許されるべきではない。このような傾向には、今まさに歯止めがかからなければならない。

最高裁判所においては、速やかに原判決を破棄して上告人を救済すべきである。

2 最高裁、民・商事、民法、医療法

一 不法行為により死亡した者の

相続人が被害者の得べかりし障害基礎年金及び障害厚生年金を逸失利益として請求することの可否

二 不法行為により死亡した者の相続人が被害者の得べかりし障害基礎年金及び障害厚生年金についての各加給分を逸失利益として請求することの可否

三 障害基礎年金及び障害厚生年金の受給権者が不法行為により死亡した場合にその相続人がする損害賠償請求において当該相続人が受給権を取得した遺族基礎年金及び遺族厚生年金を控除すべき損害の算定

【判決要旨】
一 障害基礎年金及び障害厚生年金の受給権者が不法行為により死亡した場合に、その相続人は、加害者に対し、被害者の得べかりし右各障害年金額を逸失利益として請求することができる。
二 障害基礎年金及び障害厚生年金についてそれぞれ加給分を受給している者が不法行為により死亡した場合には、その相続人は、加害者に対し、被害者に対し、右各障害年金額を逸失利益として請求することができる。

被害者の得べかりし右各加給分額を逸失利益として請求することはできない。
三 障害基礎年金及び障害厚生年金の受給権者が不法行為により死亡した場合に、その相続人が被害者の死亡を原因として遺族基礎年金及び遺族厚生年金の受給権を取得したときは、当該相続人がする損害賠償請求において、支給を受けることが確定した右各遺族年金は、財産的損害のうち逸失利益から控除すべきである。

【参照条文】
(一)ないし(三)につき 国民年金法三〇九条、厚生年金保険法四七条、民法七〇九条。
(二)につき 国民年金法三五条一、二、三、厚生年金保険法五三条一、二、三、民法八九六条。
(三)につき 国民年金法二七条、厚生年金保険法五八条

【解説】
一 はじめに
本件における論点は、① 障害基礎年金及び障害厚生年金(基本年金)の逸失利益性、② 右各障害年金についての加給分の逸失利益性、③ 遺族年金をもつてする損益相殺的調整の対象となる損害費目の三点である。本判决の示した判断は、いずれも当該論点に関する最高裁としての初判断である。そのほか、一、二審において、④ 遺族年金をもつて損益相殺的調整をする場合における控除の対象者に関する判断が分かれて

いる。
二 障害年金の逸失利益性
1 国民年金法(以下「国民年金法」という)三〇条に基づく障害基礎年金及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という)四七条に基づく障害厚生年金の受給権者が、他人の不法行為により死亡したときは、いずれの受給権も消滅する(国民年金法三五条一、厚年法五三条一)。この場合において、相続人が、受給権者が生存していれば将来受けることのできた年金相当額を逸失利益として請求できるか否かについては、年金の目的・機能・逸失利益の性質論等と関連して議論がある。本件で死亡Aが受給していた障害基礎年金及び障害厚生年金については、いまだ最高裁の判断が示されておらず、下級審の判断も分かっている。
2 各種公的年金の逸失利益性
まず、各種公的年金の逸失利益性に関する判例の趨勢を概観しておく。

(一) 恩給法に基づく普通恩給
普通恩給に関して、最一小判昭41・4・7民集二〇巻四号四九九頁が前提問題として逸失利益性を肯定し、次いで、最三小判昭59・10・9裁判集民一四三三九頁、本誌五四二号一九六頁が、普通恩給の逸失利益性そのものが争点となった事案で、これを肯定した。後掲最三小判平5・9・21も、重ねてその逸失利益性を肯定している。なお、現在では公務員の共済組合制度が確立されているため、国家公務員共済組合制

度又は地方公務員共済組合制度の発
足以前に退職、死亡した公務員及び
その遺族が、恩給制度の対象となる
にすぎない。

(一) 各種共済組合法に基づく退職
年金

いずれも昭和六一年四月の新年金
制度実施前の事案に関するものであ
るが、国家公務員共済組合法に基づ
く退職年金については、最一小判昭
50・10・24民集二九卷九号一三七九
頁、本誌三二九号一七頁が逸失利
益性を肯定した。また、地方公務員
等共済組合法に基づく退職年金につ
いて、最一小判昭50・10・21裁判集
民一一六号三〇七頁は、「地方公務員
等共済組合法に基づく退職年金は、
前記普通恩給とその趣旨・目的を同
じくするものと解される」として、
その逸失利益性を肯定した。同じく
地方公務員等共済組合法に基づく退
職年金については、最大判平5・3・
24民集四七卷四号三〇三九頁、本誌
八五三号六三頁は、「退職年金を受給
していた者が不法行為によって死亡
した場合には、相続人は、加害者に
対し、退職年金の受給者が生存して
いればその平均余命期間に受給する
ことができた退職年金の現在額を同
人の損害として、その賠償を求めら
れることができる」と判示している(た
だし、この点については、藤島裁判官の
反対意見がある)。以上の判例によれ
ば、他の共済組合法による退職年金
の逸失利益性も、同様に肯定される
ことになるであろう。

(三) 老齢年金

昭和六一年四月の新年金制度実施
前の国年法に基づく老齢年金につい
て、最一小判平5・9・21裁判集民
一六九号七九三頁、本誌八三二号七
〇頁は、「その目的・趣旨は右注 普
通恩給と同様のものと解される」と
して、その逸失利益性を肯定した。新
年金制度実施後の老齢基礎年金や厚
年法に基づく老齢年金(老齢厚生年
金)については、最高裁判例はない。

下級審判例は分かれており、前掲
最大判平5・3・24の判旨や、右最
一小判平5・9・21が国年法に基づ
く老齢年金について逸失利益性を肯
定していることからすれば、逸失利
益性を認めることにならう。最近
は、東京地判平8・1・31交通下民二九
卷一〇九〇頁、大阪地判平10・1・
27交通下民三一巻一〇八七頁など肯
定例が多い。

(四) 障害年金

いまだ最高裁判例はなく、下級審
判例としては、岡山地判平5・1・
28交通下民二六巻一〇一三四頁が、
国年法に基づく障害基礎年金につい
て、逸失利益性を否定している。

(五) 労災保険法による障害補償年
金、障害年金等

いまだ最高裁判例はなく、東京地
判平7・3・28本誌九〇四号一八四
頁が障害補償年金及び障害特別年金
について、また、東京地判平8・1・
25交通下民二九巻一〇八頁が通
勤災害による障害給付金について、
逸失利益性を肯定している。

(六) 遺族年金

遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生

年金)については、いまだ最高裁判例
はない。下級審判例は、逸失利益性
を肯定した先例もあるが、最近
は、東京地判平6・11・25判時一五三五
号一〇五頁、高松高判平7・11・30
交通下民二八巻六号一五四二頁、大
阪地判平9・11・20交通下民三〇巻
六号一六六二頁(いずれも遺族厚生年
金の事案)など、否定例が多い。

3 以上のとおり、最高裁判例が
各種公的年金の逸失利益性を肯定す
る傾向にあるのに対し、学説、殊に、
社会保障法を専門とする学者の間で
は、老齢年金等の給付の生活保障機
能、年金制度の中での受給権の「継
受」制度(遺族年金)等に着眼して、
その逸失利益性を否定する見解が有
力である。否定説は、要するに、本
来、公的年金は受給権者とその扶養
家族の生活保障のためのものであ
り、受給権者が死亡した後に残され
た扶養家族の生活保障は遺族年金に
よって行うことが年金保険法の趣旨
であって、相続人である遺族は老齢
年金等を逸失利益として請求するこ
とができないというものである。前
掲最大判平5・3・24における藤島
裁判官の反対意見も、このような年
金制度の理解の上に立っている。
年金の逸失利益性を判断する上で
は、年金の目的・機能をどのよう
に理解するか一つのポイントとな
る。従来の最高裁判例の多くは、年
金の目的・機能は「損失補償ないし
生活保障」にあるとして、その逸失
利益性を肯定してきた。すなわち、
最初、前掲最一小判昭41・4・7は、

「普通恩給は、当該受給権者に対して
損失補償ないし生活保障を与えるこ
とを目的とするものである」とも
に、その者の収入に生計を依存して
いる家族に対する関係においても、
同一の機能を営む」と判示し、普通
恩給の逸失利益性を肯定した。その
後、年金の逸失利益性を肯定する最
高裁判例のほとんどがこの理由付け
を踏襲しており、本件の一、二審判
決もこれに従っている。これに対し、
学説は、「損失補償ないし生活保障」
というような包括的かつ曖昧な概念
が、十分な検討を経ないまま使用さ
れているとして批判的である。もっ
とも、最高裁判例には、前掲最大判
平5・3・24のように、年金の目的・
機能に触れることなく、差額説的な
観点からその逸失利益性を肯定する
ものもある。

ところで、昭六一年四月から、公
的年金一元化を目的として新しい年
金制度が実施されている。この新年
金制度の下における年金に関する最
高裁判例としては、本判決が公刊さ
れた最初の事例である。新年金制度
の下においては、各年金の生活保障
的要素が強くなったことが指摘され
ており、これが逸失利益性の判断に
どのような影響を及ぼすかは一つの
問題である。特に、いわゆる二階建
て年金の一階部分を担う国年法によ
る基礎年金は、すべての国民に共通
の年金とされ、障害基礎年金は被保
険者の収入や保険料の納付状況等に
かわりなく定額とされている。し
かし、他方、現行の国民年金制度は、

依然として、いわゆる社会保険方式（提出制）により運営されている。被保険者は保険料を納付しなければならず、国民年金が、備蓄した給与の後払い、掛金の払戻しという側面、あるいは、老齢、障害、死亡という事態に対する備えという性格を有することは否定できない。さらに、厚年法による障害厚生年金は、報酬比例年金であって、給与の後払い、掛金の払戻しという側面が一層濃厚である。提出された保険料と年金給付との間には、広い意味における対価的關係が存するといえるであろう。

本判決は、障害基礎年金と障害厚生年金の双方について、「程度の差はあるものの、いずれも保険料が提出されたことに基づく給付としての性格を有している」として、その逸失利益性を肯定したが、これは、右のような点を考慮したものとと思われる。この考え方によれば、老齢福祉年金（昭和六〇年法律第三四号の附則三二条参照）のように無提出の年金給付については、社会政策に基づく福祉的な性格を有することとして逸失利益性が否定されることにならう。また、遺族年金のように提出された保険料との関係が間接的な年金給付についても、逸失利益性につき慎重な検討を要するといえよう。

現在、年金制度の改革が急がれているが、これに伴い、将来的には公的年金の逸失利益性について根本的な見直しを迫られる可能性がないではない。特に、現行の社会保険方式が改められ、いわゆる税方式が導入

された場合には、公的年金の逸失利益性を認めることが難しくなることであろう。

三 加給分の逸失利益性

1 本件において、亡Aは、基本となる障害年金のほか、国年法三三条の二に基づき子の加給分を、厚年法五〇条の二に基づき配偶者（妻）の加給分を、それぞれ受給していた。この障害年金の加給分について、基本となる障害年金と同じように逸失利益性が認められるかどうかは検討を要する。

2 障害年金の加給分は、本判決の判示するように、受給権者によって生計を維持している者がある場合にその生活保障のために基本となる年金に加算されるものであって、保険料との牽連関係が認められず、社会保障的性格が強い。前記のとおり、改正後の年金制度の下においては、基本となる障害年金それ自体からして逸失利益性が弱くなっているといえるが、加給分はより一層逸失利益性が希薄である。また、加給分の加算終了事由は、子の婚姻、養子縁組、配偶者の離婚など、本人の意思いかんにより決定し得る事由により加算が終了するものと定められている点において、遺族年金の支給終了事由と類似しており、基本となる障害年金と同じ程度に存続が確実なものともいえない（この点は、一審被告側の上告理由が、前掲最大判平五・三・24の判示を引き合いに出して強調するところである）。本判決は、このような点を考慮し、加給分について、民事上

の逸失利益性を否定し、年金保険法の枠内における解決に委ねたものである。

3 このような基本となる年金に加算して支給される加給分（加給年金）に関する規定は、各種の公的年金について設けられている。いずれも社会保障的性格が強いといえるが、その規定が設けられた経緯も支給要件も同一ではなく、これを一律に論ずることはできないであろう。なお給与所得者の扶養手当は、労働の対価であり、言わば形を変えた給与であるから、加給分の逸失利益性を否定した本判決の判旨が扶養手当に及ぶものではないことは当然といえよう。

四 遺族年金控除の客観的範囲（控除対象となる損害費目）

1 前掲最大判平五・三・24の判示するところによれば、障害年金の受給権者が不法行為により死亡した場合において、その相続人のうちに、障害年金の受給権者の死亡を原因として遺族年金の受給権を取得した者があるときは、「損益相殺的な調整」として、遺族年金の支給を受けるべき者につき、支給を受けることが確定した遺族年金の額の限度で、その者が加害者に対して賠償を求め得る損害額からこれを控除すべきものである。

2 この損益相殺的な調整をする場合、損害のうちどの費目（財産的損害のうち積極損害・消極損害、精神的損害）から遺族年金受給権確定分を控除すべきかが問題となる。この点に

ついては、(a) 全損害から控除し得る、(b) 逸失利益から控除し得るにとどまる（藤田良昭「遺族年金控除の要否とその範囲」本誌八二五号六二頁飯村敏明「年金の受給権取得と損益相殺」本誌九四三号一〇頁）、(c) 年金相当部分の逸失利益のみから控除し得るにとどまる（渡邊和義「損害賠償額からの遺族年金の控除」本誌九〇四号四九頁、南敏文「不法行為と年金給付」真家最高裁判事退官記念論文集四二二頁）、という見解がある。

原判決は、亡Aの逸失利益（障害年金受給権喪失分）を七六八万四五五五円と、慰謝料を一〇〇万円と認定した上、X（妻）がその二分の一を相続したとして、「Xは、相続に係る損害賠償請求権額八八四万二九七円に固有の慰謝料六〇〇万円及び葬儀費用一〇〇万円を加え、さらに受給確定に係る遺族年金額七一四万七一三四円を控除した残額八九〇万〇五八四円の損害賠償請求権を有（する）」と判断した。原判決によれば、Xの逸失利益相殺分は三八四万円余となるから、遺族年金受給確定分のうちこれを上回る約三三〇万円については、逸失利益以外の損害費目（積極損害、慰謝料）を控除対象としていることになる（(a)説）。

3 ところで、労災保険法による休業補償給付等がされた場合には、一定の範囲で民事上の損害賠償責任が滅するが、労災保険給付とてん補関係を生ずるのは逸失利益だけでなく、あって、労災保険給付を財産的損害のうち積極損害又は精神的損害か

3

ら控除することはできないと解されている(最一小判昭62・7・10民集四一巻五号一〇二頁、本誌六五八号八頁。なお、精神的損害から控除し得ないことにつき、最一小判昭58・4・19民集三七巻三三三二頁、本誌四九七号八九頁など)。したがって、労災保険給付が現に認定された消極損害の額を上回るとしても、当該超過分を積極損害や精神的損害をてん補するものとして、これらとの関係で控除することはできない。これに対し、自賠責保険給付は、交通事故による身体傷害から生じた損害賠償請求権全体を対象としててん補が行われる(最一小判平10・9・10裁判集民一八九号八一九頁、本誌九八六号一八九頁。本件で問題となっている遺族年金給付に關しては、控除の対象を扱った最高裁判例はない。

4 本判決は、「遺族年金をもって損益相殺的な調整を図ることのできる損害は、財産的損害のうちの逸失利益に限られるものであって、支給を受けることが確定した遺族年金の額がこれを上回る場合であっても、当該超過分を他の財産的損害や精神的損害との関係で控除することはできない」と判示する。遺族年金の目的が年金受給権者の遺族の生計維持、生活保障にあることを考えると、(a)説を採用するのは妥当でないといえよう。なお、本件においては、逸失利益の内容は障害年金受給権喪失分だけであり、(b)説、(c)説のいずれによっても結論に違いは出ないから、本判決は、(b)説、(c)説のいずれを採用か

については判断を示していないと考えられる。

五 遺族年金控除の主観的範囲(控除の対象者)

死亡した被害者の逸失利益賠償請求権は、法定相続分に依りて相続人全員に分割されるが、一部の相続人だけが遺族年金の受給権者となる場合には、その給付額は、受給権者である相続人の損害額だけから控除され、他の相続人の損害額からは控除することができないと解されている(前掲最一小判昭50・10・24)。一審判決(那覇地判平7・10・31本誌八九三号一九八頁)は、相続人全員が遺族年金の給付の利益を受けるものとして、亡Aの逸失利益の算定過程でこれを控除しているが(「相続前控除」、原審は、遺族年金給付額は、受給権者であるX₁の損害賠償債権だけから控除すべきであり、子であるX₂、X₃の損害賠償債権から控除すべきでない)の立場から、一審判決の右判示を改めてみる。もっとも、受給権者が相続した損害額だけから控除するのが果たして実質的に妥当な結果をもたらすのどうかは、疑問の余地がないではない。

六 年金制度は転換期を迎えているといわれるが、最高裁は、本判決をもって、障害基礎年金と障害厚生年金の受給権を喪失した場合について、当面、これを民事上の救済の対象とするという従前の判例の態度を維持することを明らかにした。また、加給分について逸失利益性及び遺族年金をもってする損益相殺的調整の

対象に関する判断も、最高裁としての新判断であって、実務に与える影響も少なくないであろう。

平成九年(オ)第四三四号上告人・同第三四五号被上告人	旧姓横山 大城友美
平成九年(オ)第四三四号上告人・同第三四五号被上告人	横山欣也
平成九年(オ)第四三四号上告人・同第三四五号被上告人兼右法定代理人親権者右三名訴訟代理人弁護士	横山とみ子
同訴訟復代理人弁護士	大田朝章 島袋秀勝
平成九年(オ)第四三四号被上告人・同第三四五号上告人	天方徹
右代表者理事 右訴訟代理人弁護士	仲西常雄 加藤濟仁 松本みどり 岡田隆志
同訴訟復代理人弁護士	桑原博道

三五号被上告人横山とみ子に対し一四一四万円、同大城友美及び同横山欣也に対し各六五七万七〇九九円並びにこれらに対する平成四年七月一六日から各支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

2 平成九年(オ)第四三四号上告人・同第四三五号被上告人らのその余の請求を棄却する。

二 訴訟の総費用は、これを二分し、その一を平成九年(オ)第四三四号上告人・同第四三五号被上告人らの、その余を平成九年(オ)第四三四号被上告人・同第四三五号上告人の負担とする。

理由

一 平成九年(オ)第四三四号上告代理人大田朝章、同島袋秀勝の上告理由については

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係及び記録に現れた本件訴訟の経過に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。右判断は、所論引用の判例に抵触するものではない。論旨は、違憲をいう点を含め、独自の見解に立つて原審の右判断における法令の解釈適用の誤りをいうか、又は原審の裁量に属する慰謝料額の算定の不当をいうものであって、採用することのできない。ただし、職権をもって判断したところ、平成九年(オ)第四三四号上告人・同第四三五号被上告人横山とみ子(以下「一審原告とみ子」)のよう(以下「一審原告とみ子」)の原審の判断に違法があることは、後記四のとおりである。

4

二 平成九年(オ) 第四三五号上告代理人加藤清仁、同松本みどり、岡岡田隆志の上告理由第三及び第四について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決審示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、独自の見解に立つて原審の右判断における法令の解釈適用の誤りをいうか、又は原審の裁量に属する慰謝料額の算定の不当をいうものであって、採用することができない。

三 同第一及び第二について

1 本件は、国民年金法に基づく障害基礎年金及び厚生年金保険法に基づく障害厚生年金(以下、併せて「障害年金」という。)の受給権者であった横山博信(以下、「亡博信」という。)が医師の過失に基づく医療事故により死亡したため、その相続人である一番原告ら、右医師の使用である平成九年(オ) 第四三四号被告上告人・同第四三五号上告人(以下、「一番被告」という。)に対し、民法七五一条一項に基づき、亡博信の得べかりし障害年金相当額の賠償を請求した事実関係等。

原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。
 (一) 一番原告とみ子は亡博信の妻、同友美は長女、同欣也は長男である。

(二) 亡博信は、平成四年七月初旬ころから、一番被告が経営する中部協同病院に入院していたが、同月十五日、同病院の担当医師が亡博信に胃瘻造設術を施すに当たり、誤ってその腹

部内の動脈に穿刺針を刺入したため、翌一六日、腹腔内出血による出血性ショックにより死亡した(以下、「本件事故」という。)

(三) 亡博信は、本件事故当時、

第一級障害者として、国民年金法に基づく障害基礎年金として年間一三二万四八〇〇円(うち二人の子の加給分各二〇万九一〇〇円、合計四一八八二〇〇円)、厚生年金保険法に基づく障害厚生年金として年間一〇万〇九〇〇円(うち妻の加給分二〇万九一〇〇円)の合計年間二五二万五七〇〇円の障害年金を受給していた。

(四) 一番原告らの本件事故当時における生計は、右障害年金により維持されていた。しかし、亡博信は、本件事故により死亡したため、右障害年金の受給権を喪失した。

(五) 一番原告とみ子は、亡博信によつて生計を維持していた妻として、平成四年八月分以降、国民年金法に基づく遺族基礎年金として年間一四万三五〇〇円、厚生年金保険法に基づく遺族厚生年金として年間五九万五一〇〇円の合計年間一七三万八六〇〇円を受給している(以下、併せて「遺族年金」という。なお、その後、受給額は改定されている。)。支給を受けることが確定した遺族年金の額は、平成四年八月分から原審口頭弁論終結の日の属する平成八年八月分までの合計七一四万一七三円である。

2 原審は、次のとおり判断して、

加給分を含めて亡博信の受給していた障害年金の逸失利益性を肯定した。
 (六) 国民年金法に基づいて支給

される障害基礎年金も厚生年金保険法に基づいて支給される障害厚生年金も、当該受給権者に対して損失補償ないし生活保障をすることを目的とするとともに、その者の収入に生計を依存している家族に対する関係においても同一の機能を営むものと解されるから、不法行為により死亡した者は、得べかりし障害年金を逸失利益として同額の損害賠償請求権を取得し、その相続人は、加害者に対してその賠償を請求することができるものと解される。したがって、亡博信の相続人である一番原告らは、亡博信の得べかりし障害年金相当額の損害賠償請求権を相続により取得し、一番被告に対してその賠償を請求することができる。

そして、亡博信は、本件事故当時、日常生活のほとんどの面で介助を必要とする状態にあり、将来においてもその改善は困難であったが、その外の同人の身体的、精神的状況を総合すると、亡博信が同年齢の健康な平均的男子より特に短命であるとは認められず、亡博信は、本件事故により死亡しなれば、平均余命までその後二一年間、障害年金を受給することのできたがい然性が高いものと認められる。

(七) さらに、障害基礎年金受給額のうち子の加給分については、その子が一八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了するまで(国民年金法三条の二第三項六号本文)、また、障害厚生年金受給額のうち妻の加給分については、妻が六五歳に達した月まで(厚生年金保険法五〇条の二第三項、四

四、四、四、四)それぞれ加算して支給されるから、これらの亡博信の得べかりし障害年金に含まれる。
 3 所論は、要するに、(1) 障害年金と従来判例において逸失利益性が肯定されてきた老齢年金等とは、その趣旨・目的等を異にするものである上、障害年金については、国民年金法及び厚生年金保険法上、受給権者の障害の程度の変更により、その額が改定され、又は支給を停止するものとされているから、障害年金はその存続が確定であるということではなく、その受給権の喪失を損害と認めることはできない。

(2) 少なくとも、子の加給分については、国民年金法上、子が一八歳に達すること以外にも、死亡、婚姻、養子縁組等の事由があるときは加算されなくなり、妻の加給分については、厚生年金保険法上、妻が六五歳に達すること以外にも死亡、離婚等の事由があるときは加算されなくなるから、子及び妻の加給分は存続が不確定であつて、その受給権の喪失を損害と認めることはできない、というのである。
 4 そこで検討するに、原審の前記(一)の判断は是認することができるが、(二)の判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(一) 国民年金法に基づく障害基礎年金も厚生年金保険法に基づく障害厚生年金も、原則として、保険料を納付している被保険者が所定の障害等級に該当する障害の状態になったときに支給されるものであつて(国民年金法三〇条以下、八七条以下、厚生年金保険法四七条以下、八一条以下参照)程度の差はあるものの、いずれも保険料



が拠出されたことに基づく給付としての性格を有している。したがって、障害年金を受給していた者が不法行為により死亡した場合には、その相続人は、加害者に対し、障害年金の受給権者が生存していれば受給することができたと認められる障害年金の現在額を同一の損害として、その賠償を求めることができると解するのが相当である。そして、亡博信が本件事故により死亡しなければ平均余命まで障害年金を受給することのできたが、然性が高いものとして、この間に亡博信が得べかりし障害年金相当額を逸失利益と認められた原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らして是認するに足りる。

(二) もっとも、子及び妻の加給分については、これを亡博信の受給していた基本となる障害年金と同列に論ずることはできない。すなわち、国民年金法三三條の二に基づく子の加給分及び厚生年金保険法五〇條の二に基づく配偶者の加給分は、いずれも受給権者によって生計を維持している者があつた場合にその生活保障のために基本となる障害年金に加算されるものであつて、受給権者と一定の関係がある者の存否により支給の有無が決まるという意味において、拠出された保険料とのけん連関係があるものとはいえず、社会保障的性格の強い給付である。加えて、右各加給分については、国民年金法及び厚生年金保険法の規定、子の婚姻、養子縁組、配偶者の離婚など、本人の意思により決定し得る事由により加算の終了することが予定されてい

て、基本となる障害年金自体と同じ程度にその存在が確実なものということもできない。これらの点にかんがみると、右各加給分については、年金としての逸失利益性を認めるのは相当でないといふべきである。この点に關する原審の判断には、法令の解釈適用を誤つた違法がある。

5. として、本件事故当時における亡博信の逸失利益の現額は、本件事故がなければ亡博信に支給されたが、然性の認められる障害年金の年額一八九万八四〇〇円（亡博信の前記障害年金受給額から子及び妻の加給分を控除した金額）から亡博信の生活費及び介助費用相当額を控除した年額二二三万三八〇〇円に、新ホフマン係数一八・四二一四を乗じた四三三〇万八三九七円（円未満切捨て。以下同じ。）となる。

6. 一番原告友美及び同欣は、それぞれ亡博信の右逸失利益及び慰謝料一〇〇〇万円についての損害賠償請求権を法定相続分各四分の一の割合に従つて取得したものであり、これに原審の認定したその余の損害各三〇〇万円を加えると、一番原告友美及び同欣の本件請求は、各六五七万七〇九九円及びこれに対する不法行為の日である平成四年七月一六日から各支給済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求めると、それぞれ理由があるからこれを認容し、その余は失当として棄却すべきものである。したがつて、前記加給分の逸失利益性に関する原審の判断の違法は原判決の結論に影響を及ぼすことが明らかであり、論旨はこの限度で理由がある。

四. さらに、職権をもつて一番原告とみ子の損害額について判断する。

1. 国民年金法及び厚生年金保険法に基づく障害年金の受給権者が不法行為により死亡した場合において、その相続人のうちに、障害年金の受給権者の死亡を原因として遺族年金の受給権を取得した者があつたときは、遺族年金の支給を受けるべき者につき、支給を受けることが確定した遺族年金の額の限度で、その者が加害者に対して賠償を求め得る損害額からこれを控除すべきものと解するのが相当である（最高裁昭和六三年（オ）第一七四九号平成五年三月二四日大法廷判決・民集四七卷四号三〇三九頁参照）。そして、この場合において、右のように遺族年金をもつて損害相殺的な調整を図ることのできる損害は、財産的損害のうち逸失利益に限られるものであつて、支給を受けることが確定した遺族年金の額がこれを上回る場合であつても、当該超過分を他の財産的損害や精神的損害との関係で控除することはできないといふべきである。

2. これを本件について見ると、前記三一のとおりに、一番原告とみ子は、亡博信が本件事故により死亡したため、国民年金法に基づく遺族基礎年金及び厚生年金保険法に基づく遺族厚生年金を受給しており、支給を受けることが確定した遺族年金の額は、七一四万一千三百円である。他方、一番原告とみ子は、亡博信の前記逸失利益及び慰謝料についての損害賠償請求権を法定相続分二分の一の割合に従つて取得したものであり、これに原審の認定し

たその余の損害九一四万円を加えると、その損害額は合計一六二九万四一八八円となる。これから右相続に係る逸失利益分二一五万四一九八円の限度で右遺族年金を控除すると、一番原告とみ子の本件請求は、一四一四万円及びこれに対する不法行為の日である平成四年七月一六日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求めると、その余は失当としてこれを認容し、その余は失当として棄却すべきものである。原審は、右遺族年金をもつて相続に係る逸失利益分以外の一番原告とみ子の損害からも控除しているところ、この点に關する原審の判断には法令の解釈適用を誤つた違法があり、この違法もまた原判決の結論に影響を及ぼすことが明らかである。

五. 以上に説示するところに従い、これと異なる第一審判決は右のとおり変更されるべきであるから、原判決本文第一項を本判決本文第一項のとおり変更することとする。

よつて、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。
(裁判長裁判官北川弘治 裁判官河合伸一 裁判官福田 博 裁判官龜山 継夫 裁判官梶谷 玄)

6